

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第62回 議事録

1 日時：平成24年2月14日（火）10：00～12：00

2 場所：総務省 合同庁舎2号館 第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、中村 伊知哉（主査代理）、浅野 睦八、雨宮 俊武、
井川 泉、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、伊能 美和子、植井 理行、
襟川 恵子、河村 真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、関 祥行、高橋 伸子、
田胡 修一、田辺 俊行、田村 和人、鶴田 雅明、長田 三紀、畑 陽一郎、
福田 俊男、藤沢 秀一、堀 義貴

（以上25名）

（2）オブザーバー

稲葉 悠（TBSテレビ）、香取 啓志（radiko、朝日放送）、千葉 晋也
（フジテレビジョン）、橋元 淳（aRma）、藤 勝之（エフエム東京）、
三浦 文夫（電通）、山中 弘美（文化庁）、和知 隆寿（テレビ朝日）

（3）事務局

竹村情報通信作品振興課長

（4）総務省

佐藤政策統括官、阪本官房審議官、黒瀬情報流通振興課長、田中放送技術課長、
松本情報流通作品振興課課長補佐

4 議事

（1）新コンテンツ権利保護方式（新方式）の進捗状況について

（2）コンテンツの製作・流通の促進に係る取組の現状と諸課題について

（関係者からのプレゼンテーション）

（3）ディスカッション

（4）その他

【村井主査】 おはようございます。それでは、ただいまから、情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会（第62回会合）を開催させていただきます。委員の皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日欠席された委員、それから、出席いただいているオブザーバーに関しましては、席上に配付させていただいている資料をご参照ください。

前回の会合のときに、本委員会の今後の進め方について皆様にご審議をいただき、今年夏をめどに答申をまとめていただくということでご承認いただきましたので、この進め方に従って、本日、2点審議をいただく予定でございます。

1点目は、「新コンテンツ保護方式の進捗状況」でございまして、前々回第60回の会合において、進捗状況をご説明いただきまして、皆様から地上放送RMP管理センターのガバナンスに関するご指摘をいただいたと思いますので、それに関する対応、それから、スケジュールについてのご報告をいただきます。

2点目は、「コンテンツ製作・流通の促進に係る取り組みの現状と諸課題について」プレゼンテーションをいただくということで、関係者の方をお招きしています。本日は、「映像コンテンツの権利処理の円滑化」、「コンテンツの海外展開」、それから、「ラジオのIPサイマル配信」の取り組みということで、関係者の皆様からプレゼンテーションをお願いしております。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【松本情報通信作品振興課長補佐】 本日の配付資料につきましては、座席表、議事次第のほか、資料1が新方式の進捗状況について、以降の2から6が、関係者様からのプレゼンテーションでございます。その他に、構成員の名簿ということで、計7点配付させていただいております。過不足等ございましたら、お申しつけください。

あわせて、前回1月23日の前回委員会会合の議事録につきましては、専門委員の皆様にご確認いただきまして、主査のご承認をいただきまして、既に総務省のホームページに公開しておりますので、ご報告いたします。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。最初は、新コンテンツ権利保護方式、いわゆる新方式の進捗状況についてということで、新コンテンツ権利保護方式推進委員会の皆様からご説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【和知オブザーバー】 新方式委員会の事務局を担当しております、テレビ朝日の和知と申します。私から説明いたします。

前回の委員会、昨年10月の委員会からの進捗状況について、差分について簡単にまとめられています。3段目をごらんいただきますと、昨年10月以降、12月1日に民放テレビ全社とNHKの計128社が新法人の会員になったということで、それまでの暫定期間から本格体制に移行したということになっております。

それから、前回の委員会でご指摘いただきましたガバナンスに関する関係で、特に公益理事、監事、評議委員について人選を進めております。

それから、その時点でまだ完全に固まり切っておりませんでしたTRの規格化は12月にARIBの規格会議で承認されて、STD、TRとも策定済みとなっております。それから、受信機メーカーの皆さんへのライセンス契約の検討状況ですが、これについてもほぼ完成いたしまして、今月の27日にメーカーさん向けに説明会を開催する予定で準備を進めているところでございます。それから、放送事業者関係の送出環境整備、それから、受信機の開発に必要な鍵データの発行などの準備も順次進めているところでございます。

それから、もう1つ宿題になっておりました、ホームページ等で情報公開をというご指摘もありましたので、これも昨年12月26日にホームページを開設しまして、必要な情報についてはここに順次載せていこうと考えております。

2ページ目ですが、ガバナンスの関係でご指摘いただいた点でございます。理事会については、定款で10名となっております。昨年10月時点では6名が決定しておりました。これはすべて放送事業者、NHKとキー局からの理事ということで、残り4名についてどうするかと。それから、監事については、定数2名のところ1名は決まっておりましたが、もう1名については専門家をというご指摘がありましたので、その人選を。それから、評議委員について、まだこの組織を設けるということで、具体的な人選についてはまだ決まらなかったと。それから、その役割、特に不服申し立てに関する手続についていろいろご指摘がありましたので、そういった検討を進めてまいりました。

それらについて、3ページ目に、まず会員、理事、監事についてですが、会員については、先ほど説明したとおり、12月1日で民放全社とNHK全社が会員となったということで本格体制が整ったということについては先ほど説明したとおりです。

それから、理事については、それまでの6名に加えまして、会員社に属さない、放送事業者以外の外部理事2名、それから、民放全社が入ったということで、地方局の代表者2

名の計4名を新たに選任するという事で準備を進めております。外部理事については、デジタル技術に詳しい大学の先生と法律分野として、企業のコンプライアンスに詳しい弁護士の方を選任する予定で、2月3日の理事会で選任いたしまして、3月23日の社員総会で正式決定する予定でございます。

監事については、これまで民放での専務理事1名ということで選任しておりましたけれども、もう1名、外部の専門的な知識、経験を有する公認会計士の先生を選任して、これも同様に3月23日の社員総会に諮る予定になっております。正式に決まったあかつきには、ホームページに、この理事、監事の皆さんについては公開する予定で準備も進めております。

4ページ目ですが、もう1つの課題となっておりました評議委員会ですが、2月3日の理事会で以下の3名の先生を評議委員として選任し、委嘱いたしました。評議委員については総会に諮ることなく理事会で選任ができますので、3人の先生方に委嘱をして、ご理解いただいております。第1回目の評議委員会を来週2月20日に予定しておまして、評議委員会の役割、それから、今後の進め方についてご説明し、いろいろとご議論をいただければと考えております。

今までの経緯もありますので、こちらの委員会の主査である村井先生にも引き続き評議委員として加わっていただいて、この新方式の進捗状況、今後の状況については、大所高所から目を配っていただければと考えております。

石岡先生は法律、それから、山上先生も法律ということですが、この評議委員会の役割から考えますと、下のほうに、目的、審議内容ということで書いてありますが、全体のバランスから見て、このような構成で十分機能するのではないかと考えております。我々としても、これらの先生方には的確な判断をしていただくために、絶えず理事会の決定事項やその他重要な事項については、その都度、報告、説明させていただいて、おごなりの委員会、組織にならないように十分配慮していきたいと考えております。

それから、不服申し立ての手續・規則についても、これも特にご指摘のありました、例えばライセンス契約を締結できない場合があった際に、そういった相手方に対して不利益な決定、処分を行うといった際には、必ず評議委員の先生方にご意見を伺う、そのご意見を尊重するという手續を必ず経るということで、これも決定しましたら、必要なものについてはホームページのほうに公開していきたいと考えております。

5 ページ目をごらんいただきますと、これまでのスケジュール、それから、今後の予定について簡単にまとめてございます。一番上に、フェーズ1、フェーズ2とありますが、先ほど説明しました12月1日から本格始動ということでフェーズ2に入って、各種準備を進めております。先ほど説明しました受信機メーカーの皆さんへの説明会、これは2月27日に行う予定。それから、テストストリームの提供開始、受信機メーカー向け鍵データの発行予定についても、3月、6月に順次進めるということで、これも説明会でそのスケジュール、手続については説明したいと考えております。

それから、会員環境は、先ほど説明したとおり、12月1日に民放全社が加盟し、2月3日の理事会で評議委員の決定、役員候補の選任等を行いまして、3月23日に臨時総会で正式決定する予定となっております。

それから、放送事業者関係の送出設備の改修ですが、これも計画どおり進んでおりまして、本年4月の関東広域での運用開始、来年の3月までに全国のNHK、民放の送出設備の改修が終了いたしまして、2013年4月には間違いなく運用開始できる予定で各地準備を進めております。

6 ページ目にあるように、地上放送RMP管理センターのホームページを立ち上げておりますので、皆さま方には、もしご関心がありましたら、ごらんいただきたいと思います。私からの説明は以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。前々回の皆様のご指摘が2ページにありまして、それに関してどう対応したかということと現状、今後の予定も含めてご説明いただきました。

それでは、意見交換に移らせていただきます。ご質問、ご意見等いただけますでしょうか。では、長田さん、お願いします。

【長田委員】 いろいろお願いしたことについて対応いただいたと思っています。ただ、この新コンテンツ権利保護方式は着々と進んで、新しい、使い勝手のいい機器が出てくることは、歓迎することだと思いますけれども、私どもの求めていた1つ、B-CASのカードの問題というのはそのまま置かれていることにもなりますので、総務省としては、ぜひこれで目的を全部達したということではなく、検討を続けていただきたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。
そのほか、何かございますでしょうか。
よろしいでしょうか。どうぞ、高橋さん。

【高橋委員】 さまざまな経緯がありましたけれども、ガバナンス強化が図れつつあるということは評価したいと思います。今後は運用の点をしっかりやっていただきたいというのがお願いでございます。

それから、ホームページも立ち上がったということで拝見いたしましたけれども、まだ非常にシンプルで、今後の進化を期待するところではあります。1つは、海外の事業者さんも見られるように英文開示を進めていただきたいということと、この「TRMP」という名称は非常に慣れにくいので、もう少し何かなじみのあるようなペットネームなりつけていただくと、皆様も関心を持っていただけるのではないかと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

英語の発信をするようにということはよろしいですか。

【和知オブザーバー】 はい。できるだけ努力いたします。

【村井主査】 とても重要な点だと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。やはり日本で何をやっているのかわからないというのは、どこからも言われることです。アジア研究というのが世界中で行われていますが、今の大学の調査はインターネット上で大体調査をします。これがまた、日本だけはなかなかできない。いろいろな情報がない。これは大変大きな課題だと思います。どのようなことも世界にアクセシブルにしておくのは大事かと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、よろしいでしょうか。

では、次の議事は、関係者からのプレゼンとなりますので、よろしくお願ひします。最初は、「権利処理の効率化に向けた取り組み」ということで、映像コンテンツ権利処理機構 a R m a の橋元事務局長から発表をお願いいたします。質疑を含めて20分程度でお願ひします。

【橋元オブザーバー】 a R m a の橋元でございます。それでは、説明させていただきます。

まず1ページ目、設立の背景でございます。いわゆるネット権、ネット法といったたぐいのいろいろな提案、議論があったかと思ひます。放送番組のネット配信をするためには実演家の許諾権を制限する必要があるのではないかとといったことがいろいろ提案されたと思ひます。ただ、こういったネット権、ネット法をめぐる議論で、そもそも番組のネット配信が進まないのはネット配信の収益性が悪いのではないかとということ、実際には実演家の許諾権が流通の阻害要因ではないのではないかとということが明らかになってきたと思ひ

ます。したがって、この円滑化を図るためには、ネット権・ネット法的なアプローチではなく、民間主導によるいろいろな取り組みが必要ではないかというような結論が出たと考えております。そして、実演家側で行い得る取り組みが、この a R m a、つまり、権利処理窓口の一元化ということであったと思います。

それからもう1つの背景でございますけれども、放送番組の権利クリア、実演家の権利処理なんですけれども、こちらは現在、音事協という団体が実施しております非一任型による権利クリア、それから、芸団協 C P R A が実施しております著作権等管理事業法に基づく管理事業、こちらの2つが実際ございます。

ほとんどの番組ードラマ、バラエティ等々ですけれども、音事協所属の実演家、C P R A に委任している実演家、いずれもが出演しているというのが実態でございます。したがって、従来、放送局の皆様は、それぞれが扱う実演家がだれであるかを把握をして、音事協と C P R A に別々に申請を出す必要があったというのが実態でございました。これが非効率であったということでございます。なおかつ、当然、音事協の委任のデータベース、C P R A のデータベースも別でございましたために、こちら是非効率だったと思います。

したがって、a R m a といたしましては、従来、音事協と C P R A が別々に実施しておりました許諾業務を1カ所でまとめて管理する、実施するというので、これを一元化、なおかつ、これを迅速かつ的確に行う、円滑化ということで、こちらを目的として設立されたというのが背景でございます。

次のページが法人の概要でございます。現在、社員はここに書いてございますように、5団体でございます。音事協、芸団協、音制連、映像実演権利者合同機構 P R E、そして、ミュージックピープルズネストの5団体が社員となっており、理事長は音事協会長の尾木が務めております。役員もこの5団体から出ているところでございます。目的と事業は定款を抜粋してまいりましたので、ごらんいただきたいと思っております。

次をごらんください。a R m a の変遷、歴史でございます。まず平成21年6月に設立されております。設立後直ちに、許諾窓口の業務を実施するための準備を開始いたしました。まず、従来紙と鉛筆で行われておりました許諾の実務、これを W e b 経由で行えるようにするために、A R M s と呼んでおりますシステムの開発に着手しております。それから、この A R M s 内に音事協のデータベース、それから、C P R A の実演家データベースを統合いたしまして、a R m a の大きな委任のデータベースをつくるということも着手しました。そして、この a R m a のデータベースと音事協・C P R A のデータベース、それ

ぞれ毎日、デイリーで差分の取り込みを行いまして、アップデートするという仕組みもつくっております。そして、なおかつ、局の皆様からいただきました出演者のリスト、それから、a R m a のデータベースをぶつけまして、a R m a 扱いの実演家を振り分けるという、自動振り分け機のこちらにも実装しております。

こういった準備が整いまして、平成22年7月29日に、番組の送信可能化、ネット配信についての申請の受け付けと許諾の窓口業務を開始してございます。業務の概要はこの図にかいてございますように、2つのステップから成っております。最初が仮申請というステップでございまして、こちらのほうは、放送局の皆様から、出演している俳優さん、実演家全員のリストをまず頂戴します。そして、私どもで、まずa R m a のデータベースとぶつけましてある程度の自動振り分けを行い、かつ、まだ明らかにならない実演家につきましては、それぞれ所属確認を行います。そして、ここでa R m a 扱いの実演家かそうでないかという最初の振り分けを行います。そして、これを局にお返しするということとなります。

局では、これから、実際にどの番組をどのようにネット配信するかという内容につきまして本申請を頂戴し、私どもa R m a は、こちらを権利者に確認をして、回答を差し上げるということになります。ここで二次利用が、つまり、ネット配信が許諾されるということになりますので、局の皆様がここからネット配信をスタートするということとなります。

その後、使用料の支払いに至るわけですけれども、こちらは、音事協、C P R A それぞれに明細を提出いただき、入金していただくということになっております。これが最初の1年目の業務でございました。

次のページをごらんいただきたいと思います。次に、不明権利者の探索業務を開始してございます。平成23年1月11日に不明権利者の探索業務を開始いたしました。そして、4月からはこれを本格稼働してございます。a R m a が不明権利者、すなわち、放送番組の二次利用をしようとしたときに、まだ権利クリアができておらず、かつ、連絡先が不明であるという実演家を不明権利者と呼んでおりますけれども、こちらのほうの探索を行う理由はここに書いておりでございます。

まず、不明権利者が結構多数にわたるために、局の皆様が個々に探索を行うこととなりますと、同じ人を違う局が探すということもございまして、コストが二重、三重にかかるということが予想されます。なおかつ、こういった探すための情報は、先ほど申しましたように、音事協、それから、C P R A データベース等々が私どものa R m a にマージされて

おりますので、ここに集中いたします。したがって、情報はほとんどこちら側にあるということがございます。そして、現在、a R m a は出演者のおよそ9割強の実演家の扱いをしているわけですが、残りの方々が、もしわずかな方々でも見つからず、かつ、不明で、二次利用されないといたしますと、こちら、許諾を出した私ども a R m a の実演家のほうが二次利用の使用料が得られないということも考えられますので、a R m a のほうでこういった探索を局の依頼を受けて行おうということを決めたわけでございます。

やり方はこの図のとおりでございます。先ほど申しました仮申請の段階で、a R m a 扱いか、そうでないかということをお返しします。a R m a 扱いでないということでお返しした実演家の中で、局の皆様で連絡先がわからないとおっしゃる場合には、ARMs というシステムを通じて、「この人とこの人を探してほしい」という依頼を出せることになっております。私どもはこういった探索を行いまして、判明したかどうか、そして、判明した場合は、ここで権利許諾ができますということをお返しするというやり方をとっております。

私どものこの探索の方法は、文化庁さんがおやりになっております裁定制度の要件を満たす探索の方法をとっております。したがって、その結果を文化庁さんのほうにお持ちいただければ、裁定制度の申請ができるという内容の資料をお出ししておるわけでございます。

今申しましたように、平成23年1月からの試験稼働、そして、4月からの本格稼働でございます。ただ、その期間、ほとんどの探索依頼がNHKからのものでございまして、民放さんからはごくわずかの依頼しかまだいただいていないという現状がございます。なおかつ、a R m a といたしましては、依頼をいただきました中で1,000名を超す不明権利者、すなわち、1,000名を超す裁定制度の要件を満たす方々を私どもお返ししたというわけでございますけれども、実際には裁定制度の申請がなされたのが、2番組100名強にとどまるということも聞いております。

次のページをごらんください。a R m a のもう1つの業務の柱でございます有線放送報酬の徴収分配を23年4月1日に開始してございます。有線放送報酬と申しますのは、平成19年1月に施行されました改正著作権法の第94条の2に規定されております「有線放送事業者は、放送される実演を有線放送した場合には、当該実演に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない」という、この規定でございます。この規定を受けまして、a R m a がこの徴収分配を開始したわけでございます。

理由は3つございます。こちらのほうは、まず有線放送事業者の集まりであります日本ケーブルテレビ連盟というものがございます。J:COM、それから、JCNさんをはじめ、ほとんどの業者がこちらに加盟しておりますけれども、こちらで報酬の徴収窓口の一本化を強く希望されたという事情がございます。

しかしながら、この有線放送報酬業務は指定団体制度等の適用がございません。したがって、権利者みずからの意思によって何とか一本化を実現しようということがございました。そして、ARMAといたしましては、放送番組の二次利用の窓口の一元化を果たしておりますので、先ほど申しましたように、9割を超す実演家の皆様をこちらで扱うということになっております。したがって、この仕組みを基礎にいたしまして、有線放送報酬の徴収窓口を一本化するというのが非常に効率的だろうという判断でございます。

またこのために、実際に先ほど申しましたネット配信等々においては、ARMA扱いではなく、個別に処理をしたいと希望する事務所も若干はありますけれども、こういった窓口になることによりまして、ネット配信等々ではまだ個別とっている事務所の皆様も、有線放送の報酬業務につきましてはARMAに委任していただけるということになってきております。

そして、平成23年4月11日ですけれども、従来やっておりましたネット配信の許諾窓口業務に加えまして、ビデオグラム化と番組販売につきましても、申請受け付けと許諾の窓口業務を開始してございます。これができましたために、現在、番組の二次利用と言われるものはすべてARMAのほうで許諾の窓口ができるようになったということがございます。

このチャンスに私どもでも、ARMSというシステムのバージョンアップ、それから、自動振り分け機能の精度の向上とか、回答情報の蓄積をベースといたしました番組権利情報の新設等々を加えまして、さらに体制を強化しているところでございます。12月27日には、さらにARMSをバージョンアップいたしました。また、番組権利情報の精度も向上させて、大量の申請に備えるという準備をしております。

次のページ、現在の取り組みでございます。先ほど申しましたように、二次利用の後の使用料の支払いは、音事協、CPRAそれぞれに行っていただくことになっておりますけれども、その部分がまだ現在、ICT化されていないということがございますので、ARMSを使って、支払明細書のアップロードをする。そして、実際の申請と支払明細のリンクを自動的に行うといった支払明細の効率的な提出の方法、さらに、明細書の作成の支援

機能もご提供することで、現在進めてございます。ここができることによりまして、許諾の申請から使用料の支払いに至るまで一貫してICT化が可能となるということでございます。

最後に、直近の課題でございます。ネット配信が非常に本格化してまいりまして、申請件数が今、非常に増加しているという事情がございます。なおかつ、今度は海外番販により、申請件数が増加するとともに、非常にタイミングが早くなっていると。従来よりもどんどん海外に売るタイミングが早くなる。すなわち、放送直後に海外番販したいというリクエストが非常に多くなっているということがございます。

したがって、申請件数の増加、放送直後の二次利用の増加といったことに対処するべく対応策をいろいろ考えているところでございます。事務局体制の強化、それから、申請許諾手続、支払明細に係る流れのICT化と業務フローの見直し、そして、ARMA扱いの実演家をさらに拡大していくこと、そして、システムのバージョンアップ等を行い、今後のいろいろな需要にこたえていきたいと考えております。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関しましてご意見、ご質問等お願いいたします。

【田胡委員】 質問いいですか。

【村井主査】 はい、どうぞ。

【田胡委員】 申請件数が増加と書いてありますが、具体的にどのぐらいがどのぐらいに増えたという、数字をお伺いできないでしょうか。

【橋元オブザーバー】 まだ通年ではないので、おおよその予測になりますけれども、年間8,000件ぐらいとお考えいただければよろしいかと思います。8,000件と申しますのは、1つの番組がネット配信で申請すれば、それは1件、ビデオで2件、海外番販で3件というように、番組と利用区分でカウントしての8,000件というところでございます。ネット配信の始まる前の約倍とお考えいただければいいかと思います。

【村井主査】 はい、どうぞ。

【河村委員】 質問なんですけれども、4ページの下「現状ではほとんどの探索依頼がNHKからのもの」ということの意味が、理由がわからなくて、これは民放の番組には不明権利者があまりいないという意味なのか、それとも、上のほうに書いてある、わずかな出演者の連絡先が不明で二次利用されないということが民放では起きているという意味なのでしょうか。

【橋元オブザーバー】 民放さんからの依頼がないのは、多分、民放さんが連絡先をご存じであろうかと思えます。私どもが a R m a 扱いでないとお返しした実演家がクリアできないために二次利用できなかったという事例はあまり聞いたことがないと思えます。

【村井主査】 つまり、このただし書きをどう解釈すればいいかという、課題としては何かお考えがあるということですか。

【橋元オブザーバー】 不明権利者探索業務を行う意義というところなんですけれども、裁定制度の要件を満たすということで返したかと思えますが、裁定制度のご利用がそれほどないということですので、こういった業務を今後どのように行っていくかという見直しが必要かなということだと。

【村井主査】 なるほど。つまり、不明権利者の探索というのは、本当はそういう需要はないのではないかというのが、検討課題になったということでしょうか。

【椎名委員】 よろしいですか。

【村井主査】 椎名さん。

【椎名委員】 需要がないのではなくて、NHKさんなんかは古い番組が多いですから、どうしても所在の不明な権利者さんがいます。文化庁さんが定めた一定の要件を満たすべく我々は不明者探索業務を行うんですが、実際に裁定の申請という段になると、なかなかその制度が使いにくいということがあるみたいなんです。実際、そもそもこの裁定制度というのは実演家にはなかったんですが、実演家にその裁定制度を導入する必要があるということがさんざん言われてきて、裁定制度をある種の権利制限と考えれば、そういうことが流通にとっては非常に必要ということで、すごく鳴り物入りで導入された経緯があります。しかし、蓋を開けてみると、あまり使われていない。だから、やはりある程度制度による対応がきちんと機能しないと意味がないのではないかという趣旨もございます。だから、使いやすくなっていけば、もっと申請件数も増えていくと思えます。

【村井主査】 はい、どうぞ。

【池田委員】 民放の立場で申し上げますと、他局さんはわかりませんが、テレビ東京の場合は、やはり今、椎名さんがおっしゃったように、NHKさんと違いまして、新しい番組をネット配信しております。ごく直近のドラマが主でございまして、まだ不明権利者が出るというようなものは二次利用する環境にない。基本的には、ビジネスとして成り立つためにはまず新しいものからというスタンスで向き合っております。

今後、ネット配信が日常的に行われるようになり、弊社でも、過去のアーカイブ物も含

めてネット配信をすることになれば、この不明者探索、裁定制度は非常に有用なものになるであろうと期待しておる部分ではございますが、まだそこまで至っていないということでございます。まず新しいものから配信していくというのが我々のスタンスであるということです。ただ、ある意味、どこかではこの裁定制度を使う、それはそんなに遠い将来ではないんだろうなと認識はしております。

【村井主査】 わかりました。どうもありがとうございます。

はい、どうぞ。

【植井委員】 今、池田さんがおっしゃったのに加えまして、新しい番組を中心に配信するというので、今のところまだそれほど、私ども民放から見て、それほどニーズはNHKさんと違ってないということも1つございますし、あと、まだまだ、椎名さんが言われたような、制度自体ができたばかりでもございますので、この制度をどういうふうな形でもっと使いやすい、運用しやすいような制度にしていくかというような検討も引き続き必要であろうと思っております。

と申しますのは、やはり配信のサイクル、つまり、配信番組をどのような形で編成するかというサイクルから考えまして、現行の不明実演家の方の調査に要する時間が、これは a R m a さんの今おっしゃったシステムの改良ということとも今後絡む話だと思っておりますが、まだまだ時間がかかる。そういったところをどういうふうに改善していくかということが重ねて必要になってくるだろうと私どもは考えております。

【村井主査】 わかりました。ありがとうございます。

浅野さん、どうぞ。

【浅野委員】 基本的な質問をさせてください。この仕組み自体は非常に良いものと思っております。最初、このシステムを使うのは過去の番組に対してだと思っておりました。つまり、最近の新しい番組はもともと二次利用を前提に許諾を取っており、このシステムを使う必要はないのではないかとお思っておりました。これに対して、過去の番組では二次利用を前提とした許諾を取っていなかったため、このような利便性の高い仕組みが大いに有効であると考えておりました。ところが、新しい番組でもという話を聞いたものですから疑問を持ちました。そうすると、このシステムを新しい番組でも使うということは、もともと二次利用まで考えて許諾を取っていなかったということなのではないでしょうか。そのところはどうか。

【橋元オブザーバー】 多分、放送局の皆様にお答えいただいた方がいいかもしれませ

ん。私どもの理解では、現在、出演のときに、二次利用の権利クリアまではあまりなされていないのではないかと。私どもの方が初めて二次利用の申請を受けて許諾をするということですが、運用していると理解しておりますが、いかがでございましょうか。

【石井委員】 おそらく一番放送から直近で使われる例としては、NHKオンデマンドのキャッチアップサービス、見逃がしサービスの例があるかと思えます。あれに関しましては、出演時にNHKオンデマンドの許諾も同時にいただいて、この仕組みとはたしか別に権利料をお支払いしているということもございませう。それから、NHKの一部の海外配信についても同様の例がございませうので、いろいろな制度を組み合わせ、一番円滑に流通するということを考えて良いのではないかと考えています。

【村井主査】 そのほか、どなたかテレビ局の方から補足いただけますか。

【植井委員】 確かに古い番組、ライブラリーソフトを利用するにも非常に役に立つシステムだと思います。a R m aさんのこういったシステム自体が私どものほうで、実演家の所在はわかっている、どこの組織に属しているかというのがよくわかっていないようなケースや、あるいはそういった方々に間違いなく使用料を配分させていただくということから考えますと、非常にありがたいシステムと考えております。

もちろんいろいろなケースがございませう。例えば見逃し配信のような場合には、製作時に許諾をいただくということは実演家の方からも事前にやっているわけではございませうが、それでも、ちゃんとしたお支払いというのは必要にはなるものでございませうので、a R m aさんのシステムが私どもの、古い番組だけでなく、新しい番組のためにも、二次利用に非常に役立っているというのは間違いのないところと考えております。

【村井主査】 わかりました。どうもありがとうございます。

はい、どうぞ、椎名さん。

【椎名委員】 いずれにせよ、裁定制度が導入された際にたまたま僕も文化庁の審議会等に参加をしておりましたが、放送事業者さんの強い要望で導入されたという経緯がありますので、やはり実際の申請事例が2番組100名というのはちょっと情けないのかなど。使いにくいなら、使いにくいところを十分議論して、こういった制度がちゃんと機能するように考えていただければいいなと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。

そのほか何かございませうでしょうか。

それでは、この件、何かございましたら、最後のほうで時間がとれれば、そのときにご質

問、ご議論をしていただきたいと思います。

次は、コンテンツの海外展開ということも委員の皆様方からご指摘をされていまして、その海外展開の取り組みのご発表をお願いします。これはお二方にご説明していただいて、そして、その後まとめて質疑応答をお願いしたいと思います。最初は、全日本テレビ番組製作者連盟、ATPの矢島様、お願いいたします。

【矢島オブザーバー】 ご紹介いただきました、ATP、全日本テレビ番組製作者連盟、番組を製作している者の連盟ですけれども、昨年12月に、NHKをはじめ、テレビ局、それから、関係する製作者団体の協力を得て、東京テレビフォーラムを開催いたしました。

これはどのような経緯で、どのような目的を持って企画したのかということですが、直接の動機は3月の東日本大震災でした。それまでは海外にニュースが流れるというような状況が続いていたわけですが、大震災から1カ月ほどしてから、我々のところに海外のテレビ局から、復興とか原発の問題、こういうことに対してのドキュメンタリーの共同製作を求めるといったような情報が入ってきました。我々としては、製作者として何か対応できないだろうかと考えていたところから、国際共同製作に向けてのフォーラムを開けないだろうかということで考えました。

放送コンテンツの海外発信力を強化するために今、何が求められているのかということとを統一のテーマとしました。具体的な内容としては、シンポジウムとピッチング・セッション。ピッチング・セッションというのは、国際共同製作に向けての公開企画提案会議ということです。それと、ワークショップという、この3部構成で行いました。今日はこのフォーラムの内容と、フォーラムを行ったことによって見えてきた海外展開への課題について簡単に説明させていただこうと思います。

シンポジウムはまず、海外における「規制と支援」の現状という第1部。それから、第2部では、そういう中で番組製作者は一体どのように取り組んでいるのかと。1部、2部は海外の事例を知ることです。第3部として、日本はどうあるべきなのかということで行いました。

海外における規制と支援の現状ということに関しては、フランスとか韓国とかアメリカとか、時間の都合もありまして、四、五カ国の方の事例を伺いました。その中で特に印象に残っておりますのは、フランスと韓国の例です。コンテンツの海外展開を促進するという視点で、国の支援がある程度きちっとできており、さまざまな政策がとられています。

例えば、フランスでは、5.4%が広告収入、受信料収入に対して課税されていて、そ

れが、番組製作者が次の番組をつくる時の資金援助になるということが行われているということです。それが使われる分野が決まっているわけですがけれども、ドキュメンタリーとか幾つかの分野に限られるわけですがけれども、大体20%近くの製作費がそれによって賄われているということで、なかなか視聴率とかビジネスになりにくいドキュメンタリーをフランスでは2,400時間放送になっている。私たちとしては非常に印象的な話でした。

それから、韓国もコンテンツの振興策がとられておりまして、その結果、韓国は1999年に変革が行われたそうですけれども、この十二、三年の間に製作会社が400社に増えたというような報告もありました。海外におけるコンテンツの海外展開がどういふふうにして支えられているのかということについて、非常に興味ある発言がありました。

それから、第3部、日本はどうあるべきかというシンポジウムを行ったわけですがけれども、この中でも大変示唆に富む提言がありました。二、三紹介したいと思います。例えば、北海道テレビ放送の樋泉社長、「海外からの視点で地域を考える。東京からの視点や視聴率では絶対に番組をつくらない」というような提案とか、テレビマンユニオンの重延氏は、「日本のプロデューサーは実に貧しい。これからは製作と配給の両方を理解して進めていくことが大事だ」。それから、荒井昭博フジテレビ編成局長の「国家戦略として出ていくときには、テレビは最高の武器になる」というようなご指摘とか、東映アニメーションの高橋浩氏の「海外戦略で意識しなければならないことは、作品や地域によって戦略を変えていく必要がある」というような様々な発言がありましたけれども、各それぞれの分野において取り組んでおられる方々も日本の中もいらっしゃるということを大変興味深く伺いました。

それから、2つ目のピッチング・セッションですがけれども、これも日本では今回が、ドキュメンタリーのピッチング・セッションとしては初めての取り組みだそうですけれども、そもそもは30年ほど前にカナダで始まっており、世界で年間に30回ぐらいピッチング・セッションが行われています。

ピッチング・セッションというのはどういうことかといいますと、番組製作者が海外のテレビ局だったり、ディストリビューターという配給会社の方に向かって企画提案をする。おもしろければ、それに対して出資をします。自国の放映権と引きかえに出資をする。今回そういう意味で、NHKに支援、大変な協力をしていただいたんですけれども、NHK自身も、世界の海外ドキュメンタリー購入に当たって、何割かはこうした形で海外のピッ

チング・セッションに出かけて行って、その場で、これは国の放送の基準にさまざま合うというものに対しては、共同製作を組んで購入してきているという現状があるようです。

当日配ったガイドブックを持ってきましたけれども、これの10ページから、コミッションング・エディターという、テレビ局だったり、配給会社の番組採択権限を持っているプロデューサーの方々19名をお呼びしました。この方々の前で、日本から募集した57企画のうちの21企画を、3分のトレーラーといいましてデモ映像のようなものですが、これを使って説明をしました。

その結果として、来られた海外のテレビ局のディビジョンメーカー、採択権を持っているプロデューサーの方に伺うと、非常におもしろい企画が集まったと大変好評でした。震災という企画も多かったです、非常に充実したピッチング・セッションの場になりました。

私も予想以上におもしろい場になったなと思ったのは、その場で国際共同製作が行われていると。1つの企画に対して、どうしたらもっと掘り下げられるか、深くなるかと。私たちがどちらかという視聴率とかそういう概念にとらわれてつくろうとしていると、「いや、違うんじゃないか。本質は何なんだ。これが言いたいことは何なんだ」ということを、いろいろ問いが入ってくる。企画そのものがその場で成立していくという、まさに国際共同製作の第一歩がこのピッチング・セッションの場であるという認識を持ちました。

その次の成果ですが、1回目としてはというただし書きがついてもいいと思いますが、コミッションング・エディターの期待にある程度応えることができたと思います。

実行委員会としては、ベストピッチ賞を海外から来られた方に選んでいただいた。それが一番上に書いてあります「波の向こう (Beyond the Wave)」。これは三宅響子さんという、まだ若い、30過ぎぐらいの映像作家の方、ロンドン在住で、日本ではまだほとんど実績がない方です。この方が提案したものが一番、つまり、彼らがベストだと選んだんですが、早速、NHK、BBC、ARDというドイツの公共放送が共同製作が決まり動き始めています。

それから、奨励賞も選んでいただきました。「ニュークリア・ネイション～原発の町、避難生活の1年～」。これはドキュメンタリージャパンという制作会社の提案だったわけですが、この2月のベルリン国際映画祭に招待され、フランスの配給会社が世界配給するというので、これも決まりました。

それから、「出汁」という、実に日本的な、かつお節とこんぶとシイタケと、この「出汁」という番組の提案がありました。これも海外の人は非常に高く評価しました。

それから、「泥棒の家路」。これはかつて民放の記者だった方がその経験を活かして、今年の4月に広島刑務所を出所する、60過ぎた泥棒歴21犯という男が80幾つになる母親が待つ群馬へ帰っていくんだと。その家路を追いかけよう。山田洋二監督の「幸せの黄色いハンカチ」という映画がありましたけれども、あのドキュメンタリーを彷彿とさせるような。これもまだ交渉中ですが、一応、フジテレビ、BBC、スウェーデン国営放送での交渉が進んでいます。

ほかにも6企画が実際、特定のテレビ局との間で交渉が進んでいるということで、1回目の成果としては一定の成果を上げることができたのではないかと考えています。

それから、成果としては、もう1つ、人的なネットワークが芽生えた。海外から来られたプロデューサーの方と我々製作者との間で名刺交換がされ、話し、議論されたことで、それが芽生えたんじゃないかと。それから、私たちが、海外のプロデューサーが日本のどんなテーマに、どういう番組に興味を持っているのかということの一端を知ることができた。そういう意味では成果がある程度あったと思います。

今後の展望と課題ですけれども、いずれにしても、日本がグローバルなコンテンツ制作と流通の拠点になるということが大事ですけれども、今、日本だけが国際共同制作、NHKが海外に出て行って購入している以外、切れているんですね。全くつながりがない。

私は橋をかける作業が必要なんじゃないかと。橋をかければ、そこをトラックが通り、人が通って流通が進んでいくように、橋さえかければ、この日本のクローズしている状況と世界……、世界はもうつながっているんです。ピッチング・セッションというのはそれぞれ関係者が協力し合っているということで、一端につながれば、これにつながっていくということだと思っただけです。そのために、持続的な開催をしていく。毎年何月になれば、東京に行けば、日本をはじめ、アジアの情報、製作者が集まっている。そこへ行けば、おもしろい企画があるよというふうにするためには、持続的に開催していく。

それから、今回もそうですけれども、話が進もうとしても、言葉の問題とか契約の問題とか、日本人はなかなか不慣れだということ、やったことがない。そういうことであれば、通年のフォローをしていく中で、決まる企画も増えてくるんじゃないかと。

それから、先ほどの重延さんではないですが、日本では国際流通と制作の両方がわかるプロデューサーがいない。こういう人材の育成が大事だと。日本が国際理解をこれから進め、貿易振興という面もありますし、観光誘致という面もあると思います。そういう意味で非常に重要な要素として、今のようなコンテンツの拠点となるというのは重要な意味を

持っているんじゃないかと。

それから、放送局との課題も大事です。今、私たちは、著作権や窓口業務をめぐって、放送局、NHKはじめ、民放それぞれにお願いして交渉しておりますけれども、一言で言えば、基本的に著作権は製作会社にはないというのが現状です。それから、窓口業務に関しても、テレビ局が握っています。私たちが例えば国際共同製作をやろうとしても、権利がないから、仕掛けようとしてもできないんです。この問題を何とかしなければまずいというのが1つあります。

それから、製作委託の減少というのがあります。製作会社が基本的につくれないんです。テレビ局が製作会社に製作委託という形で発注していた業務が、この数十年の間に極めて減少しています。ドキュメンタリーに関しては、特に民放はほとんどない。NHKに関しても、BS波、総合波はやはり少ないだろうと思います。こういうことの問題が解決されていかないと、いくら私たち製作会社が海外と組んでやろうとしても、足元が固まっていない。やはり国内のテレビ局が協力してくれるというのが大事なわけです。ところが、それがつくれないというのが現状です。この辺をやはりこれからの課題として解決していかねばならないんじゃないかと。

それから、規制と支援ということですがけれども、やはり私は、海外の国々がそれぞれの文化と、それから、自国の文化を守ると同時に、自国の文化を外に対してアピールするという意味で、規制と支援ということを厚く行っているわけです。私たち日本はどうすればいいのか、この面において何もしていないじゃないかという印象を強く持ちました、今回いろいろな人の話を聞いて。日本という国が、やはりコンテンツということを製作上ほとんど見逃してきている。これだけ各国は力を入れて、自国の文化を守り、産業を育成するという面から力を入れてやっていることは、日本は何もしていないじゃないかという気を強くいたしました。

それで、北海道は観光県、それから、農業県であるんですけれども、アジア諸国から観光を誘致する、アジア諸国に農業産品を売り込むと、こういうことを北海道自身が積極的に進めようとしています。これに北海道テレビはいち早く協力して取り組んできていて、大きな実績を上げている。樋泉さんがおっしゃったことですがけれども、「テレビは地域の文化の再発見です」と。北海道放送だから、地域の文化の再発見、言いかえれば、テレビは日本の文化の再発見が役割でしょうと。それで、私はテレビをつくる人たちに対してこう言っていると。「海外の視点で考えろ。海外からの視点で地域を考えろ」と。北海道を

考えろということですね。「東京からの視点や視聴率では絶対つからない」とおっしゃっていました。今回、大変印象的でした。東京からの視点じゃなくて、海外の視点でつくと。視聴率でつくるなど。テレビ局の社長が、視聴率で番組をつくるなどという発言を公にしておられるのは私、初めて聞きました。

今までやはり視聴率にとらわれてきた結果が、いかにコンテンツを貧しくしているか。そのコンテンツが国内では意味があっても、海外に出ていかない。いずれにしても、海外の人が日本に来て日本のテレビを見たときに、「おもしろいテレビだな」と思わなければ、だれも買ってくれないわけです。その番組を私たち製作会社はつくりたくても、今の現状の中ではつけれない。それが例えば海外に売れても、海外は100%製作費を出してくれるわけじゃないわけです。一端しか出してくれないわけです。半分以上は国内のテレビ局からの資金でつくらなければならない。それは国際共同製作のある種の、自国のテレビ局が乗ってこない企画に海外の放送局は乗ってこないわけです。

そのことを考えると、やっぱり日本の放送局が海外の視点で番組をつくと。国内の視聴率にがんじ絡らめになっている現状からやっぱり出ていくということがなされないと、国際共同製作というものは進まない。その意味での、私は、国家戦略に基づいたコンテンツ製作、対外ということもですけれども、対外を進めるために、対内の、国内の、やっぱりコンテンツ製作を基本的に見つめ直して進める必要があるんじゃないかということ、今回の東京テレビフォーラムを開催して強く感じました。以上です。

これについては、今回もそうですけれども、総務省さんの資金的な援助を得て開催することができたわけですけれども、今年も開催していきたいと考えています。というのは、1年間に30のピッチング・セッションが1月から12月までずらっと並んでいるんですね。私たちが入るスペースがほとんどないぐらい進んでいるんです。今、ここで私たちがきちっと意思表示をして世界に出ていかないと、出ていけなくなってしまう。そういう意味からも、ぜひ今年も開催したいと。これから資金集め等頑張っていきたいと思っています。ひとつよろしくお願いします。

【村井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、議論は、その次のフジテレビの千葉様の発表の後にまとめて行いたいと思います。それでは、千葉様、お願いいたします。

【千葉オブザーバー】 はい。ご紹介にあずかりましたフジテレビの千葉でございます。資料4ですね。お手元に置いていただくか、あるいは目の前のモニターをごらんください

て、説明申し上げます。

弊社としての海外展開の取り組みということで、現状と、それから、阻害要因、問題点、それから、今後どうしていくか、その3点に関して概略を説明申し上げます。

まず、番組の海外展開ということで、従来から柱となっているのは、番組の放送権の販売でございます。90年から2000年初頭にかけては、台湾、香港を中心に、いわゆる日本のテレビのドラマのブームが起こって、海外番組の放送権の販売も活気を呈したという歴史がございます。ご案内のとおり、2009年以降は韓流ドラマが台頭しまして、一方で急激な円高の進行などの影響で、海外番組販売に関しましては売り上げが激減しております。これではいけないということで、2010年以降、いろいろな方のご協力を得まして、あるいは従来のドラマ中心のラインナップを拡充していくことで何とか売り上げの拡大を図っているというのが、放送権販売の現状でございます。

次のページをごらんください。それと並行しまして、柱となるべく今努力をしているのがドラマのリメイク権販売。要は、過去にやったドラマをもう1回当該国でつくるということにかかわる許諾です。2011年からこのジャンルが急拡大してくるわけですが、相手先は主に中国、韓国です。背景には、中国はドラマブームで一時需要が高まりましたが、後で述べますけれども、政府当局からリメイク権に関して規制の通達がありましたので、今現在は、今後どうなるか不透明な状況でございます。韓国ではドラマ需要の高まりがございまして自前の原作等々がなくなった結果、日本の過去のドラマをリメイクしたいという要望が高まったという背景がございます。

バラエティに関しましては、いわゆるフォーマットでございます。弊社のヒット番組であります「料理の鉄人」が2003年にフォーマットで売れてから、フォーマット販売というものがだんだん認知されてきたというのが経緯でございます。ただし、要は、これは購入金額というか、販売金額が製作費に直に連動してきますので、先進国、特にアメリカの売り上げの割合が多くなっております。

次のページをお願いします。さらに、ここの3、4、新しいジャンルでございます。単にリメイク権・フォーマット権販売をするのではなくて、それにかかわる番組製作のノウハウ、あるいは監修業務等々、そこら辺もセットで販売するということです。さらには、販売するコンテンツの周辺ビジネス——マーチャンダイジング、音楽その他までセットにして売り上げにつなげていくと。

最後が、共同出資製作事業です。ドラマのリメイク権販売に関して、製作費の一部を局

が負担して、一緒に製作していくというのが共同出資製作事業です。

それでは、資料はお手元に配付しておりませんが、口頭で、大体どれぐらいの売り上げが弊社の場合見込まれているのかざっくり申し上げます。販売の柱は番組販売、放送権販売とフォーマット権です。2007年度で合計が6億4,000万ぐらい、2008年度も同じぐらい売れておりますが、2009、2010年は、世界経済の不況、それから、違法投稿動画が出てきた関係で番組販売のポジションが落ちていて、トータルで5億程度に年間の売り上げが落ち込んでいるというような現状がございます。目標としましては、かつての売り上げ、6億以上の売り上げを見込んで今後も販売に力を入れていきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。それでは、問題点ですね。どこが問題でどうなっているかということですが、まずはその種別です。動画投稿サイト、それから、ファイル共有サイト、違法ダウンロード配信サービス、オンラインストレージを悪用するサービス等が海外展開、特に番組販売の売り上げに直に響いてくると。特に中国の動画投稿サイトなんかでは、ドラマのオンエア翌日に中国語字幕のついたコンテンツがそのままアップロードされるというような事態がありますので、ただで見られるものとお金を払って見るもの、どちらかということになりますと、答えはおのずからわかってきてしまうというところですね。プラス②として、放送まるごとをリアルタイム送信するサービスというのがありまして、これも番組販売に多大な影響を与えておりました。

その下に具体的な例としてJネットワークのことが書いてございます。①と②の複合型のサービスでございまして、これに関してはフジテレビが摘発しましてこのような結果が出ているということをご紹介いたします。

次のページをお願いします。傾向と対策なんですけれども、要は、違法投稿動画等々に関して、やっぱり現行法制ではなかなか実効性がないというような印象を持っております。いくら検出して削除要請をしても件数が減らない、あるいは中国等々の動画投稿サイトではそもそも削除もしないというような例もある現状では、一私企業が対応できるレベルをはるかに超えているというような実感がございます。また、ファイル共有ソフトを使ったP to Pの海賊行為に至ってはまだ実態さえよくわからない。効果的な対策についても、今、総務省の別の不正流通の座組みで検証を続けている状況でございます。

次のページをお願いいたします。番組販売に伴いまして、要は、韓国、中国のコンテンツは、配信権込みの番組販売が普通になっておりますが、日本コンテンツにおいてはまだ

その部分のルールがないというようなことで、要は、配信込みで、放送も込みで幾らという販売条件で売っているのと、配信は別途にしてくださいと言っているので、販売条件に差がありますので、そこら辺で一步立ち遅れているという印象がございました。

プラス、中国に関してですが、先ほど申し上げましたリメイク権の購入を規制する、制限するということが今、行われておると同時に、バラエティに至っては、週に2枠のみ、プライムタイムの放送しか枠がない。要は、売ろうとしても売れないというような現状がございました。それから、日本のコンテンツは相対的にまだそれほど大量に中国に入っていないからなんですけれども、タイ、韓国からの大量のコンテンツの流入に対して、中国政府は、買ってやるから、その分中国コンテンツをバーターで買ってこれというような要求をしているという情報もございました。

次のページをお願いします。それでは、私見ではございますが、このような状況に対してどういうふうな対策を立てたらいいのか。皆様方いろいろご意見をお持ちかと思いますが、忌憚のない意見を申し述べさせていただきたいと思っております。

1つは韓国の事例なんですけれども、韓国は公的な違法投稿動画の検出削除機関があります。I COPというらしいんですが、ここで違法コンテンツの検出、削除を一括してやっている、総合的にやっているということです。なので、こういうような包括的かつ総合的な取り組みは今後検討されてもいいのではないかと。あとは1の2)ですが、アメリカで、まだ成立には至っていないとは思いますが、違法コンテンツを取り締まる具体的な施策、そこら辺に関して何らかの立法の検討に入る時期ではないかというような印象がございました。

最後に、今後どうしていったらいいかです。印象としては、ただいろいろな放送局がばらばらに何かを売っているということであると、実際のパイの広がりというか、ブームの広がりも限られてくるんじゃないかという印象がございました。官民一体となって戦略的な映像コンテンツを開発して、それを海外に売っていくと。それを売っていくことは、いわゆるジャパンコンテンツあるいは日本文化、ジャパンプランドを売っていく、プレゼンしていくということにほかならず、かつて韓国ドラマが一世を風靡したような、日本コンテンツのブームをつくれないうことを考えております。

具体的には何かというと、単なる番販に加えて、音楽からマーチャンダイジング、ファッション、イベント、通販、ネットビジネスなどなど売り先の国によっていろいろ規制があってもできないことも多々あるかと思っておりますけれども、単なる番組販売プラスアルファ

の部分を勘案した道具立てというか、考え方というのが必要なんじゃないかと思います。そのためには、ここに述べましたように、まずは放送事業者のみならず、例えばレコード会社、それから、マーチャンダイジング、おもちゃ等の開発をする会社とか、ファッションメーカーとか、そこら辺の異業種間でコンソーシアムをつくる。その核となるのが映像コンテンツというような座組みですね。

そのためには、各売り先の国の日本企業の現地法人あるいは現地事業者をうまく開発して、そこの協力関係を築いていくと。そのための事業開発資金に公的なものをいただければうまくこの座組みが回っていくんじゃないかというようなことを考えております。最後はちょっとざっくりとした話になりましたけれども、大体以上がフジテレビとしての意見でございます。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、お二方のご説明に関しまして、ご意見、ご質問等お願いいたします。はい、どうぞ。

【田辺委員】 資料3に関しての質問をさせていただきます。お話の中で、コンテンツ製作と流通に関しての規制と支援というお話がありましたけれども、日本の場合、海外に比べてどのような状況にあるとお考えなのかお聞かせいただければと思います。

【矢島オブザーバー】 私個人的な意見としては、日本は政策らしい政策というのはほとんどないんじゃないですか。そういう意味では非常に自由なところにあるような気がします。しかしながら、そのことによって海外に出ていく力を持ち得ていないんじゃないかと。例えばアメリカでも、ハリウッドというのは国策によって、文化戦略としてつくられた産業ですし、イギリスも、BBCはじめ、テレビ局の外注比率というのがあります。フランスはさっき言いましたような課税がありますし、韓国は直接番組に対する国家ファンドというのが行われている。先ほど言いました、海外で今、30ぐらいのピッチング・セッションがあるんですけども、これ、どこも自治体だったり、国家の支援で行われています。そういう位置づけがあって、国家が支援している。今回、私たちは実現するために総務省に日参して何とかお願いしましたけれども、制度としては日本ではまだないじゃないかと思います。

【村井主査】 よろしいでしょうか。

そのほか何かございますでしょうか。はい、どうぞ、堀さん。

【堀委員】 この会議でも国内のゼロサムはやめて外に行きましょうということをもう

何年申し上げてきたかなと思うんですけども、現状のことを私の感想でいいますと、韓国には例えばアリランTVという国策のテレビ局があります。これはもうフルタイム、英語で、東南アジア全域、ヨーロッパ、中東、南米まで、大体ケーブルテレビのフリーのパッケージの中に入っております。これにもう1つぐらい、韓国の放送局のケーブルテレビの無料パッケージに入るものが大体入ってくると。

日本の放送局のものというのは、当然、世界ではほとんどないわけです。唯一あるのがNHKワールドワイドが2波。アリランTVは全編英語で、韓国の経済が発展しているニュースをやり、K-POPをやり、韓国アイドルの追っかけをやる。CMはほとんど韓国の観光文化振興課のCMが入っている。NHKワールドワイドは、外国にいる日本人のためにほぼ日本語でやって字幕をつけると。ここに大きな差が実はあるのではないかなと。僕らは海外に出るときに、ほとんどアジア圏は韓流一色だと言っても過言ではない。アニメソングに関してだけまだ需要があると。ただ、そのアニメは現地では放送されていなくて、ユーチューブで見ていると。だから、逆転現象と言ったら変ですけども、非常に変な格好になってしまっているんですね。

今、一番恐ろしいのは、ベトナムなんかに行きますと、ベトナムで女の子が結婚した相手は韓国人が1位です。行きたい国も韓国が1位。日本の音楽は韓国の音楽のまねをしているというふうにとられていると。それが世界中に実際には広がっているんですね。今やってももう遅いぐらいなのに、今でもやはり製作会社の皆さんが言っていることは六、七年前のときとほとんど変わっていない。それと、今回、千葉さんがおっしゃったこともほとんど変わらず。

中国では、いくらこちらが放送したくても、ゴールデンタイムで日本製のアニメが放送されることはありませんし、これは外交の問題だと思います。韓国でも、実際には日本のドラマがゴールデンタイムに放送されるということはまずほとんどない。やっぱり開放させないことには、輸出しようと思っても、どんなに工業製品とセットでコンテンツを売ろうと思っても、実際に放送してくれるなり、実際に流通させてくれるようなことを国がやっぱり言わないとだめだと思うんですね。言った後に、アリランTVみたいな、じゃ、ほんとうにオールジャパンでやりましょうやということが出てくるんだと思うんです。

ですから、そこは総務省と外務省と文化庁と経産省、そこが一体となってアジアのマーケットをあけてもらおう。それと、海賊品に対してアメリカ並みに厳重に抗議をして、きちんと外交で処理をするということもぜひこの場ではお願いしたいなと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。はい、どうぞ、襟川さん。

【襟川委員】 今、韓国のことがいろいろ出ましたけれども、コンテンツ製作に関しましても、韓国的一大ブームを引き起こした。それは国家戦略でやっている。もちろんアメリカのハリウッドも、国務省のすごい力でああいうふうにやってきました。

今、韓国は、例えば新しい産業を育成すると、土地も全部ただですよ。東京ドーム1個分だろうが、50年間ただですよ。税金は7年も8年も所得税も地方税も無税です。そういうふうな保護された中で、ウォン安の中で我々は競争していかなければいけない。そうすると、税の配分から見て、知財立国と言いながら、あまりにも脆弱というか、国の方針、戦略が、勉強すればすぐわかると思うんですけども、遅々として進みません。

今、ダボス会議では、出版も映像も新聞もゲームソフトも全部それはグーテンベルグコンテンツだという。SNSは、1つは、自分が制作しながら発信する人も多くなりますし、情報を見るにしても、どんどんそこに人が参加していくわけですよ。

じゃ、これから今どうしたらいいのか、コンテンツクリエイターあるいはそういうふうな人たちは、非常に高い能力を持ち、いろいろなバックグラウンドで今までの資産があるので、せめて国は、コンテンツに関して海外ビジネスで、勝負するものに関しては無税にするとか、あるいは国家的な支援をするとか。また、私どもがコンテンツ配信についても、今までのような番組製作でなく、新しいやり方を考えて取り入れていかないと、大きく世界の潮流からおくれてしまう。

1つ、私伺いたかったんですけども、a R m a さんからいろいろなコンテンツの二次使用の話があったんですけども、例えば戦国時代であれば、戦国に関するいろいろな、福島の事例とか、武将のこととかを世界に発信するに当たって、二次使用ということサイトでの中に入れて、見ていただくことができるということはできるんですか、コンテンツプロバイダーが「戦国無双」という番組をつくったら、それに関するいろいろな番組がありますよと。設定を知りたい方たちに、それを全部1つに集めて、そこで直接ダウンロードして見ていただくというふうなことはできるんですか。

【橋元オブザーバー】 私ども、権利クリアの窓口でございますので、私どもにもし申請いただければ、そういったやり方ももちろんお助けをすることは十分可能であろうと思っております。私どもは現在、海外に関しましては、放送、有線放送、ネット配信、ビデオグラム化、すべて私どものほうでまとめてオーケーを出せるという状況までできておりま

すので、もしそういった需要があれば、もちろんそれに対してはきちんとおこたえして、可能であると考えております。

【襟川委員】 それはコンテンツによっては金額は全部違うんですか。それとも、一括した金額の中で月額課金とか、あるいはコンテンツ1つに対して同一料金でもいいんですか。

【橋元オブザーバー】 それはさまざまなビジネスモデルがもちろん考えられると思いますし、そういったことをご相談いただければ、できる限りのおこたえはもちろんさせていただきますつもりでございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お二方、どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、ラジオのサイマル放送の取り組みということでございまして、こちらもお二方からご発表いただいて、まとめて質疑応答の時間をとっていただくということをお願いいたします。

まず最初に、radikoの香取様と電通の三浦様、お願いいたします。

【香取オブザーバー】 主なところは電通の三浦さんのほうから概要を話していただいて、私のほうは技術的な補足ということで、三浦さんからお願いします。

【三浦オブザーバー】 三浦です。実はこのプラットフォーム、香取さんと私で2005年ぐらいから、ほとんどのビジネスモデルとか、ビジネスプラットフォーム、あるいは後ろ側のシステムも設計して実際にやってきたという経緯があります。それで、簡単経緯と、ちょうど4月から新しいビジネスモデル、この下にあるシンクロアドというのが始まりますので、デモもご用意していますので、そこをごらんいただければと思います。

まず、シンクロアドを考えた理由ですけれども、テレビ・ラジオがリーチがどんどん低下しているので、ネットでサイマル配信すれば、PCや、今でいうとスマホがテレビやラジオになるといったことですね。それともう1つ、今、SEMが非常にもうかっているんですね。去年で大体2,000億ぐらい、ヤフーさん、グーグルさんということで、真水で1,400億ぐらいの利益があるんですけれども、これ全部、放送が一生懸命プロモーションしているのに、検索をスキップして、放送から直接ネットに誘導できないかということ考えたというのがまずあります。

次なんですけれども、背景。実はこれは非常に古くて、ここにいらっしゃる香取さんと、あと、協議会の会長をやっていただいた宮原先生以下、山口英さんとか、下條さんと

か、大阪で実はAPEC大阪会議というので日本初のインターネットライブを行ったり、96年に大阪の802というところで初めてのIPサイマルラジオをやっているんです。ほとんどこの同じメンバーがradikoの後ろ側のバックヤードを実は構築しています。

当時は、JASRACに聞いたんですけれども、それは一体何なんですかと行って、全くわけがわからないのでどうぞみたいな感じだったんですけれども、大体わけがわかってこられて、結局なかなか許諾がとれなくて、97年に実はこのサイマルラジオというのはやめてしまいました。

サイマル配信を阻んだ壁というのはいろいろありまして、実はテレビ局にもラジオ局にも2003、4年ごろに話をしたんですけれども、まずライブドアとか楽天による買収なんかでネットのアレルギーがあったということ、それから、先ほどから話があるような権利処理の問題、それと、やっぱり放送エリア、放送法とか著作権法、電気通信事業法というのがいろいろ全然整合性がとれていなくて、どこから手をつけていいかわからなかったと。それと、技術的課題もCODECとか、マスでサイマルでやるというとそう簡単に負分散ができないといった、そういったような問題がありました。

それで、2005年にIPサイマルラジオプロジェクトをスタートさせたんですけれども、まず東京のラジオ局5局に提案して、いいところまで行ったんですけれども、なかなか条件が整わず、先送りしました。それから、翌年2006年12月に在阪6局で実験提案を行いました。

そして、2007年4月にIPラジオ研究協議会を今のNICTの理事長の宮原先生にお願いして、実はここにいらっしゃる中村伊知哉先生にもお願いして理事になっていただいて、協議会を発足させました。

通信の場合、この当時なんですけれども、個別にすべての権利処理はほぼ不可能と思って、まずとにかく放送にしようと、無理やり放送の枠内におさめようということを考えて、まずマルチキャストにすると。それで、IPv6という技術を使って放送の要件を整えました。これ、有線ラジオ法という、昭和26年ぐらいの放送の要件に整えるようにして、無理やりやりました。各局は、この協議会に再送信同意するというので、マスターアウトじゃなくて、わざわざ一旦電波を受けてちょっと質を落としたものからエンコードするというように、非常に苦労してやりました。

その後、非常に限定してやったんですけれども、「放送なんだから別にいいじゃない」

というわけにはいかないので、ここに書いてあるような主な権利者さんには事前に、「こういうことを実験だけやらせていただきます」ということで。特に、今日、堀さんとか畑さんもいらっしゃっていますけれども、音事協さんとかレコード協会さんにはこのときも非常に協力していただいて前向きに応援していただきました。改めて御礼申し上げます。

このradikoという名前なんですけれども、ラジオの子供とか、ラジ夫君とかラジ子ちゃんとかいろいろな諸説があるんですけれども、単純にradio.jpというドメインがあいていなかったの、koかなと言ってつけたというのが真相です。

そのときにコンテンツとして力があることが改めてわかったんですけれども、このときに各局にエンコードを置いていたりするとすごい遅延があったりということと、やっぱりマルチキャストをやる技術的ないろいろな条件がまだ整っていない。具体的にいうと、当時はNTTのフレッツプレミアムネクスト、それから、OSもウインドウズのVistaのみということで、これは放送の要件を整えていたら、実用化は難しいのは、やっぱり通常のインターネットでやるしかないなというのが結論でした。

それで、実はここでちょっと専門的になるんですけれども、2007年に著作権法が改正になって、要は、先ほどから出ていますけれども、隣接権者の権利制限を多少して、サイマルをやりやすくしようよというような法改正があって、何となくそういうムードになりました。ところが、これはどちらかというテレビのIPTVのみを想定していて、4Mbps以下の伝送速度は役務利用法の適用外とするというようなことで、この著作権制限条項を使えなかったんですね。それで、どうしようかなというときに、ちょうどレコード協会さん、CPRAさんが、一任型のこういった同時ストリームの管理事業を開始するので、これが突破口になって何とかいけるんじゃないかなということで。その後、東京局に提案。それから、研究協議会から、2009年でIPサイマルラジオ協議会ということで、改めて宮原先生、中村先生にもお願いして始めました。

そして、次の2010年12月1日にradikoを設立と。54局が参加なんですけれども、この4月には全国70局の予定です。アプリ、これはいろいろバージョン違いもあるんですけれども、iPhone500万、アンドロイド160万、PCガジェット300万ということです。今、ユニークユーザーが月に大体700万から800万ということで、こういったサービスにしては非常に大きな成功なんじゃないかなと思っています。

それで、この権利許諾なんですけれども、実はまだ全然、今も現在進行中です。というのは、各放送局さんが、CPかプラットフォームか、どちらが主体なのかというのが明確

でないということと、音楽に関しては集中管理をちゃんとしていただいているんですけども、個別の実演家、あるいはこの下にあるようないろいろな権利者さん、個別、それは放送局がお話ししたほうがいいのかと、プラットフォーム側がやったほうがいいのかと、ちょっといろいろばらばらで、まだ明確なものではありません。

ただ、今までradioというのは、基本的には無料で、とにかくリーチを広げるといことで問題なかったんですけども、実はこの4月から新しいビジネスモデルをやろうとしています。それがシンクロアドというものなんですけれども、デモを持ってきました。ちょっとごらんください。

(映像視聴)

【三浦オブザーバー】 今、シンクロという場面のところが多少あったと思います。要は、これ、検索なしに放送からダイレクトにネットに誘導するという仕組みでして、これで、検索という途中のステップなしに直接、広告、販促、販売あるいはフェイスブックとかのソーシャルメディアに行けるという仕組みです。

これは実は放送局が全く何もしないで、とにかく事前に登録したCMが流れたら自動的に出るという仕組みです。これはNTTさんの技術、フィンガープリントの技術を使わせていただいています。

実はこれ、シンクロアドだけじゃなくて、例えばこれはアーティストさんとか、あるいは番組だということ、いろいろなことがこれ、応用できます。基本的には、今、権利者さんにお話ししているのは、もちろんこれで実際どういう収入で、どういう権利料を払えばいいかというお話はずっとさせていたくんですけれども、基本的にはとにかく需要を拡大するというか、マーケットを拡大するというで、例えば放送から直接ライブのチケットを買えたりとか、あるいはCDを買えたりというような、あるいはアーティストプロフィールがわかったりというようなことをやって、とにかく需要を広げることによってできるだけご協力したいなと考えています。今、その辺の話をやりますし、ちょうど2月20日ぐらいから、一部こういったことを、スポットなんですけれども、やっていくという予定です。

次、お願いします。今までラジオをやっていたんですけども、こうしたメディアプラットフォームというのが実は全部大阪にありまして、大阪で70局分これからもいろいろそこで配信していくんですけども、今度、テレビもある程度できないかということで、マルチスクリーン型研究会というもの、これは大阪大学の下條先生、やっぱりNICTの

研究員もやられていますけれども、こういったものをちょうど12月に立ち上げました。メインスクリーンとセカンドスクリーンのシンクロとか、電波を利用した、IPDC技術を利用したサイマルとか、あるいはテレビ型、テレビが映る、飛ぶwifiみたいな、TVwifiみたいなものを考えて、これをマルチキャストからユニキャストにするものとか、メタデータ標準化とか、媒体価値指標とか、ビジネスモデルとか、こういったものをこれから研究していこうという予定です。

では、最後、香取さんのほうから補足がありましたら。

【香取オブザーバー】 すみません。技術的なところですけども、radikoの基本的な、エリアはどうして？とかいろいろよく言われるんですけども、実際のプロトコルその他のところというのは簡単な仕組みを今、入れております。これで、ごく通常、今回議論になっているキーの信号とか、暗号化キーとか、その辺にも対応できる仕組みは、一応、簡単な仕組みとして実装しています。

ただし、それを実際にどういうふうな形で展開していくかとかその辺のところは、今後、先ほど三浦さんからもご紹介ありましたけれども、やはり1,000万とか2,000万とか非常に大きなマスとなったときに、この手の認証系を含めて、例えば震災とか、そういうときに輻輳を起こさないような仕組みというところで、例えばあるエリアのところの人たちがどういう形でそこにうまく迂回をして、もしくは非常に利便性がうまくできるような形でして、こういう仕組みができればいいのかなという程度の、極端に認証を強くして、そこでほかのほうは聞けなくなるとか、そういう仕組みのところについてはまだ検討段階です。

できれば、今のクラウドとか、新しい、グローバル、アジアとか世界を含めた形で、どこからでも、どんな形でも、どなたが受けてもいい形の仕組みとしては入れておりますけれども、今後どういう展開になるかについては、全く新しい仕組みでつくっていますので、その辺のところについては、状況を見ながら、こういうところで話を聞きながら、次の展開、次の技術的なプラットフォームについては検証していきたいというふうに思っております。

先ほどあった、4月からいよいよビジネスモデルもとりあえず始めますので、ある程度自立できる、新しいメディアとしての技術的な検証という話は、第1回、この3月までということで、あと、4月からは、この新しいプラットフォームでどこまで行くかというところを、次のフェーズに入るのかなと考えております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、引き続きまして、エフエム東京の藤様のほうから発表をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【藤オブザーバー】 私どもエフエム東京、TOKYO FMというステーションネームでございますけれども、ドコデモFMという、r a d i k oさんと比較しますと、全国どこでもどこのFMでも聞けるというようなこと、地域制限なしという特徴を持ったサービスについて説明をさせていただきます。

誤解のなきように事前に申し上げましておきますと、私どももr a d i k oに積極的に参加しておりまして、この無料のモデルのほうも進めております。その並行した、補完というビジネスという考えでやっております。

特徴につきましては、今申し上げましたように、全国どこでも全国のラジオ局が聞こえます。ただし、スマホのアプリであって、月額315円ということです。その他、地下鉄等でも音が途切れず聞けるなどというのはr a d i k o様と同じところがございます。

次のページをお願いします。ここから、機能とボタンとか画面遷移について書いておりますけれども、百聞は一見にしかずといえますか、一聴にしかずということで、書画カメラのほうで音と画面を表示させていただこうと思っております。

(映像視聴)

【藤オブザーバー】 これが放送局を選んだ画面でございます。左側のがTOKYO FMとなっております。右側がおそらくエフエム・クマモトさんではないかと思えます。このバナーのところ、ステーションのバナーがありますが、これをタップしますと、そのステーションが選択できる。画面をなぞりますと、全国のFMがずらずらと出てくるような形になっています。北海道から沖縄までをカバーしています。左側のほうは、流れている楽曲名、それから、番組名等々についてリアルタイムで表示するという形になっております。

時間もございますので、次に進ませていただきます。お手元の紙ですと4ページでございます。今、三浦さんのほうからご説明のありましたr a d i k o様との比較、違いのところだけ申し上げます。サービスとエリアにつきましては、地域制限なしということです。ただし、国内のみでしか聞けない。これはGPSによって制限をかけておりますので、海外に楽曲が流れていくということはないということです。

ユーザーの負担につきましては、先ほど申し上げましたように、有料でございます。ラジオ局の負担といたしましては、音源を集約するまでのところは個々のラジオ局が負担を

する。具体的にいいますと、回線費とかエンコーダー等々の投資というものについては自分たちでやるということです。

それから、音楽の権利を、FM局でございますので、音楽中心の番組でございますが、これは規定に従いまして、有料でございますし、ルールに従って計算をして、お支払いをしていくと。その取りまとめをTOKYO FMがやっているというところでございます。

CMにつきまして、これが大きな違いなんですけど、radikoのほうは、放送のまま、そのまま送信をすることができますが、こちら、ドコデモFMにつきましては、CMを当分の間、これ、各局の手作業でございますけれども、すべてフィラーの音楽等々に差しかえて配信をしております。

ラジオ局の収入は、もちろんradiko様のほうも今のところは実績がないということで、今後のシンクロアドというのがあるでしょうけれども、ドコデモFMにつきましては、基本的に収入のためにやっているのではないということで、基本的に収入はなしでございます。

次のページに図がありますけれども、私ども、配信をCPでありますジグシステムジャパンに委託しておりますので、こちらに収益があるかどうかということでございますと、まずは配信回線費用や権利料の支払い、それから、サーバーやアプリ回線の投資回収というところにまず充当いたしまして、残余が出てくれば、バージョンアップ等々の聴取環境改善の原資に回していくという合意にしておるところでございます。

位置づけといたしましては、radikoはあくまで放送エリアも聴取できる地域を制限いたしまして、放送局のエリアと同じということで、放送の補完ということを強く意識しておりますが、ドコデモFMのほうとしては、ユーザーニーズにこたえるコンテンツの事業と割り切ってやっていきたいと思いますということでございます。

各プレーヤーの役割はシンプルでございますけれども、右から行きますと、音源の提供を各ラジオ局がやりますので、エフエム東京の局舎に一旦通信回線で集めます。音源の集約、それから、権利の調整、いろいろなところにご理解いただくこと、システム開発等々もエフエム東京でいたしましたが、その実際の配信の運用、それから、権利料の計算等の配分につきましては、作業としてはジグシステムジャパンに委託しているというところでございます。

赤い音声の流れと逆の矢印がございますけれども、ユーザー様からの会費は携帯キャリアなどの徴収代行でとっていただきまして、ジグシステムジャパンに一旦入り、作業と

しては、ジグノシステムのから各団体にお支払いをさせていただき仕組みでございます。
その他の諸権利料につきましても、ニュース等々の支払いにつきましても、こちら、ジグ
ノシステムジャパンというよりは、作業としてエフエム東京のほうから作業をしていると
いうところでございます。

次のページです。r a d i k oさんはもうちょっとシンプルな形で、各局から音源の提
供と、運用のお願いする費用をr a d i k o様のほうにお支払いして、こちらのほうで一
元的に配信をさせていただいているということでございます。

最後に2つございまして、有料サービスであることの方というございまして。
経緯として若干関係しますので少し触れさせていただきますと、2009年12月に、地
上波FMラジオのインターネットサイマルを24時間でやりましょうということで、i P
h o n eのアプリを権利団体の方々にご協力いただきまして、実証実験をスタートいたし
ました。

極めて好評でやったんですが、GPSで聴取地域を制限するというので、IPの偽装
等々を回避するという作業でやっておりました。こちらのほうが、地域制限については非
常に不評で、ユーザーの皆様から結構、ツイッターとか2ちゃんとかでぼろくそに書かれ
まして、「何でこれ、制限外さないんだ」というようなことが書かれておりました。

その後、r a d i k o様のサービスも開始し、各ラジオ局様のご理解も大分進んで、意
識の変化も起きてきたと思っております。

その後、いろいろそういう経験からすると、消費者様に強いニーズがあるということ
ですね。大都市の地方出身者の方々が、地元のラジオをもう一度聞いてみたいとか、あるい
は、特定アーティストの追っかけですね。有名アーティストが地元でしかやっていない番組
等々がありますのを、こういう時代ですので、いろいろ検索されて、どうしても聞きたい、
テープとかを送ってくれみたいな話がありますけれども、そういう方へのソリューション
になるのではないかと考えております。

ただ、釈迦に説法ですけれども、利用者が増えるほどコストは遡増していくというこ
とです。やはり通信でございますので、利用者がどんどん増えれば増えるほど品質が悪くな
りかねないということで、サーバーの増強と回線の増強等が発生いたしますので、コスト
がどんどん増えていくというようなことです。そこは放送の一斉同報との違うところご
ざいます。この経験等もあってですね。

それから、3つ目に「焼畑農業」という書き方をいたしましたけれども、聞いてもらえ

ればいいんだということで、海賊版があるようなああいうやり方というのは決して望まないもので、ルールを整備して、持続可能な農耕と。農耕というのは失礼ですけれども、権利者への正当な報酬を支払えるようなルールに従うこと、それから、利用者もニーズに応じて実費をシェアしていただく。それによって、放送局と利用者と権利者とが共存、共栄して音楽文化をさらに発展させていく、コンテンツを振興できるということを希望しているところでございます。

ラジオ、radioは無料なのに、おまえ、またそれを課金して、自分だけ金もうけしているんじゃないかと、消費者団体、河村委員等にはしかられそうなところでございますけれども、決してそういう邪悪なことではございませんで、みんなでシェアしていこうという気持ちでやっているところでございます。

最後に、課題でございますが、私ども、CMを外して放送しておりますが、ユーザーから、ローカルCMを聞きたいという希望が強く寄せられております。やはり音楽はどこで聞いても同じ楽曲なんですけれども、CMを聞くと、何か自分の田舎を思い出すという声がありまして、ここはこれから何とかしてかなければいけないのかなと思っております。

それから、radioもそうなんですけれども、放送収入が増えるという、放送のほうで増えていくというわけではないと。あくまでラジオの認知を広げていくということになります。それから、先ほど申し上げたように、コストがどんどん増強しておりまして、本音を言いますと、あまり会員数が増えていくと、また出費が出るななんていうことも心配をしておるところです。

ただ、マーケティングができるということで、どこでどの番組をどのぐらいの長さ聞いているか、いつやめたかとかいうところも今後把握できていくということと、聴取率といいますけれども、聴取率調査等ありますが、どうしてもサンプル調査になるというところが、通信経由であります。総量が一応わかるというところについては大きなものがあるかなと思っております。これらを番組に生かしていきたいと思っております。

さらには、SNS等、コンテンツと伝送路という、放送と通信連携の新たなサービスの開発ということで、音声番組だけではないところにもいろいろ発展ができればと思っております。

それから、ドコデモFMという名前をつけておりますけれども、当面、FM局が権利の処理としては比較的やりやすかったというところがあるかと思っております。AMの方々の、プロ野球とか、その他落語とか、いろいろな権利があると思っておりますので、そのあたりが処

理できるのであれば、決して名前にこだわらず、いろいろなラジオ局様とやっていきたいと思っております。

最後、音楽利用料以外の権利とルール化がコンテンツの流通と発展のかぎということで。幸いながら、音楽関係の権利者の皆様には、今日の発表もございましたけれども、いろいろと取り組みをしていただいております、環境が整備されてきていると思っております。今後、サービスの幅を広げるとか、あるいは例えばアーティスト写真などを画面につけていくとなるとまた別の権利が発生しますので、そのあたりもシンプルになっていけば、人数の少ないラジオ局でもいろいろなところではできないかと期待をしているところでございます。ありがとうございました。

【村井主査】 ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろのご意見、ご感想があると思えますけれども、時間の関係で、皆さん、遠慮なさっていると思えます。ここでの議論は終わりにしますけれども、皆様のお感じになったこと、あるいは今後の課題として結びつけること等々、あるいはご質問も可能だと思えますので、事務局にお寄せいただいて、そして、事務局で取りまとめて聞いていただくということで、今後の議論に役立てていただければと思います。

本日、主に2点を審議していただきました。1つ目の新コンテンツ権利保護方式、前々回の議論に従いまして、フェーズ2という推進期に移行して、体制も強化されたというご報告を伺いました。そして、ホームページ等々での皆様への表現あるいは国際的な表現というような課題もいただきましたけれども、今年7月が運用開始ということでございますので、そこへ向けてまた進んで、必要に応じたご報告をいただければと思います。

それから、コンテンツと製作流通の促進ということで、さまざまな課題がありました。海外の問題、それから、インターネットの関連等々がございまして、二次利用などについて非常に充実した発表をいただきました。発表していただいた方、どうもありがとうございました。今後の取り組み、それから、ご指摘された課題はたくさんあるかと思えますけれども、整理をして今後の議論に役立てていきたいと思えます。改めまして、今日発表していただいた方、どうもありがとうございました。

次の会合では、正規流通を阻害している不正流通の現状と対策、あるいは本委員会でも過去に議論を行ってきましたダビング10などのコピー制御方式、これに関するユーザー調査結果がまとまってくるということでございますので、それも発表していただくという計

画にしております。

そのほかの皆様のご意見、ご要望はぜひ事務局にお伝えいただければと思います。

それでは、私からは以上ですけれども、事務局からございますか。

【松本情報通信作品振興課長補佐】 次回の会合の日程でございますが、4月初旬で開催を予定しております。詳細等追ってご連絡させていただきます。以上でございます。

【村井主査】 それでは、以上で本日の会議は終了です。どうもありがとうございました。

以上